



行政書士しが

発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 盛武 隆
 編集人 山添 稲子
 大津市京町三丁目4-22 (滋賀会館3階)
 発行日 (月刊)
 平成18年11月10日

監察活動と制度的責任 >> >>



滋賀県行政書士会会長 盛武 隆

行政書士制度強調月間には全国的に監察・広報活動が展開された。滋賀会としては20年余にわたり非行政書士行為を行っていた(社)滋賀県自動車整備振興会と関連団体及びその職員と名義貸し行政書士を大津地検に告発した。

監察活動策定の指針

監察活動の方針策定で重要なことは、非行政書士行為者とそれに加担する行政書士の双方を視野に入れておくことである。その上で、社会の求める責任と制裁等を、①法律、②倫理、③業界自主規定に大別して取り組む必要がある。①法律面ではさらに刑事罰、行政罰、民事罰の求め方、その結果としての刑事責任、行政責任、民事責任という法的責任の何れを目標として効果を上げるか、その選び方で基本的な監察活動の目標が定まる。

次に②倫理面では、職業倫理や企業倫理等に対する道義的・社会的責任がどこまで問えるかにある。倫理責任はアナウンス効果により、法的制裁を上回る責任が行為者に求められることに注目すべきである。最後に③業界自主規定としては、資格者の会則、業界及び企業単位の規定が考えられる。行政書士会は会員に対する処分規定、業界では団体からの除名等、企業内では懲戒解雇等の処分規定がある。その活用も監察の視点としての検討課題である。

告発の手順と結果

監察活動による告発状の提出先としては、①警察②検察庁がある。告発する場合は行政書士法の罰則(第21条第2項、第22条の4)の適用が必要である。なお大阪陸運協会に対する判決は、行為者に対する行政書士法違反と理事長を共同正犯として刑法第60条が適用されている。

非行政書士に加担して名義貸した行政書士に対しては、行政書士の名義を使用した者と同様第19条違反であり、加えて共同正犯とする解釈があるので、この場合は行政書士も告発の対象となりうるであろう。この場合非行政書士に対する監察活動の成果は上げたが、それに加担した行政書士の職務倫理が問われ、行政書士制度の問題として社会的責任が問われることの無きよう注意することが肝要である。

監察活動の視点と分析

非行政書士行為者は、行政書士の独占業務と非独占業務の使い分けが巧妙で、証拠資料収集の視点の置き所と相手先の

選択がポイントとなる。特に行政書士との提携関係を装う場合は、金の流れ、書類作成の流れ、人の動き等に関する証拠資料等を収集して、ワークフロー化と機能分析を行うために、担当者の根拠と分析作業が必要となる。非行政書士行為者の業務・財務情報開示の有無により資料収集先が異なる。公益法人等は行政又は当該団体に対して情報開示請求や閲覧が可能となる。

行政書士が加担している場合、法による知事処分、会則による会長処分がある。そのためにはまず綱紀委員会事案とし、会則上の手続きを踏むことが肝要である。特に職務上請求書が絡む場合は特段の配慮とスピードが要求される。個人情報・人権問題が絡んでおり処置を誤ると組織のみならず制度に対する社会的制裁が及ぶからである。

監察活動の事前手続きとして、日常的に行政書士に対して資質・能力担保・職務倫理の向上に関する研修等が必要であり、その成果として非行政書士行為の減少を間接的に生み出す成果が期待できると考えられる。
行政書士制度の普及策

大切なことは、行政書士制度に対する社会的認知度・必要度の向上である。社員行政書士、使用人行政書士、派遣行政書士が市場競争に参入することにより営業活動は激化と拡大を促し、社会へのアプローチ度を増加させる。個人行政書士、法人行政書士の相互間の競争が激化すれば優勝劣敗となる。国民は上質で安価で安心な法的サービスを受けられれば、非行政書士ではなく、行政書士への必要性・依存度が向上することは間違いない。非行政書士の存在はこの施策が行政書士会に欠落している事を指摘していると捉えるべきである。行政書士を上回る法的サービスの提供が非行政書士によって国民に提供されている実態を踏まえ制度上の不備を徹底的に洗い出すことが必要である。

組織責任

このように非行政書士の存在と定着化は、その原因究明と対応を怠った行政書士組織の責任である。新しい法的サービスの提供、民間開放の受け皿等が非行政書士から生じるのは、法の盲点・不備を突いた非行政書士の知恵や規制緩和策に行政書士制度が対応できていないことにある。究極的には、組織の責任とは非行政書士の排除ではなく、国民満足度を向上させる法改正による制度の充実化にあると言えよう。

行政書士制度強調月間を終えて

監察部長 堀内美智子

平成18年度行政書士制度強調月間では、本会において「行政書士電話無料相談」、各支部においては「許認可無料相談所」の開催が実施された。各支部役員により、関係機関に対し、ポスター掲示及び昨年に引き続き行政書士への認識を深めるため、窓口規制表示板の設置の有無、破損状況の確認と、その対応として再設置に向けての依頼を行った。会員各位のご協力を得ることで計画のとおり終了することができた。

非行政書士による職域侵害の排除をめざし、年間を通じて会員各位に監察調査依頼を行っているが、今年6月から10月

までの4ヶ月間で監察調査依頼が3件あり、告発1件、調査検討中が2件ある。告発については8月の猛暑の中、毎週土曜日に正副会長・監察部合同会議を開催し、法令遵守を原点として白熱した議論が展開され慎重に審議することができた。

監察活動は、行政書士一人ひとりが自らの制度を確立する組織活動の原点であることを痛切に感じた。会の活性化を図るためにも今後とも会員各位のご意見、ご要望等お申し出いただきたい。